

参考資料

国際民間航空条約 第 14 付属書「飛行場」 (抄)

CHAPTER 6. VISUAL AIDS FOR DENOTING OBSTACLES

6.1 Objects to be marked and/or lighted

6.1.6 Vehicles and other mobile objects, excluding aircraft, on the movement area of an aerodrome are obstacles and shall be marked and, if the vehicles and aerodrome are used at night or in conditions of low visibility, lighted, except that aircraft servicing equipment and vehicles used only on aprons may be exempt.

6.3 Lighting of objects

6.3.4 Low-intensity obstacle lights, Type C, shall be displayed on vehicles and other mobile objects excluding aircraft.

6.3.25 Low-intensity obstacle lights, Type C, displayed on vehicles associated with emergency or security shall be flashing-blue and those displayed on other vehicles shall be flashing-yellow.

第 6 章 障害物標示用の視覚援助施設

6.1 標示及び／又は照明すべき物件

6.1.6 飛行場の移動区域における航空機以外の車両及びその他の移動物件は、障害物であり、標識しなければならない。また、もし車両及び飛行場が夜間又は低視程状態で使用されるならば、照明しなければならない。ただし、エプロンでのみ使用される航空機サービス用機材及び車両は、免除してもよい場合を除く。

6.3 物件の照明

6.3.4 低光度障害灯 C 型は、車両及び航空機を除くその他の移動物件に標示しなければならない。

6.3.25 緊急又は保安に関連する車両に標示される低光度障害灯 C 型は、青色の閃光でなければならない。またその他の車両に標示されるものは、黄色の閃光でなければならない。

(※日本語表記は、財団法人航空振興財団発行の同付属書和訳から抜粋)

航空法 (昭和 27 年 7 月 15 日法律第 231 号) (抄)

(飛行場又は航空保安施設の管理)

第四十七条 飛行場の設置者又は航空保安施設の設置者は、国土交通省令で定める保安上の基準に従つて当該施設を管理しなければならない。

2 省略

(国土交通大臣の行う飛行場等の設置又は管理)

第五十五条の二 国土交通大臣は、飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合には、第三十九条第一項第一号、第二号及び第五号の基準に従つてこれをしなければならない。

2 第三十八条第三項、第三十九条第二項、第四十条、第四十六条、第四十七条第一項、第四十九条、第五十条、第五十一条第二項、第四項及び第五項並びに第五十四条の二第一項の規定は、国土交通大臣が飛行場又は航空保安施設を設置し、又はその施設に変更を加える場合に準用する。 (以下省略)

#### 航空法施行規則（昭和27年7月31日運輸省令第56号）（抄）

(保安上の基準)

第九十二条 法第四十七条第一項（法第五十五条の二第二項において準用する場合を含む。）の保安上の基準は、左に掲げるとおりとする。

一 ～十三 省略

十四 公共の用に供する飛行場にあつては、前各号に掲げるもののほか、航空交通及び飛行場の業務に従事する者の安全を確保するために必要な措置を講じること。

十五 省略